

令和6年 月

# 川内町鶴島配水管布設替工事

特 記 仕 様 書

徳島市上下水道局

(工 事 名)

川内町鶴島配水管布設替工事

(工事場所)

徳島市川内町鶴島

(工 期)

本工事の工期は、契約締結後90日以内とする。

(工事内容)

1	配水管布設工	GXDIP	φ100	L=4.7	m
		HPPE	φ50	L=197.5	m
2	排水設備設置工			1	式
3	給水管切替工			1	式
4	仮設配管工			1	式
5	既設管廃止工			1	式
6	路面復旧工			1	式
7	仮設工			1	式

(仕様書の適用)

第1条 本工事の施工に当たっては、「水道工事共通仕様書 令和5年4月（徳島市上下水道局）」（以下「共通仕様書」という。）に基づき実施しなければならない。ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合は、この限りでない。

また、共通仕様書に定めのないものに当たっては「徳島市土木工事共通仕様書 平成29年4月」、「水道工事標準仕様書 2010（日本水道協会）」に基づき実施しなければならない。

(法定外の労災保険の付保)

第2条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

2 受注者は、保険契約の証券又はこれに代わるものを監督員に提示しなければならない。

(工程管理)

第3条 受注者は、常に工事の進捗状況について注意し、工事を円滑に完工するよう十分な工程管理を行うこと。また、工事期間には、雨天、休日等を見込んでおり、工期中の休日等には、日曜日、祝日、その他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。

(再生資材の利用)

第4条 本工事の埋戻材料は、再生クラッシュラン（RC-30）及び再生粒度調整砕石（RM-30）を見込んでおり、路面復旧には、原則として再生加熱アスファルト混合物を使用するものとする。

(受領書の交付)

第5条 受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

(再生利用のための建設副産物の搬出)

第6条 本工事において発生する次の各号の産業廃棄物は、再生のため次に掲げる場所へ搬出することを予定している。なお、受注者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、当該処理場で適切な処理が可能であるか確認した後、「建設廃棄物処理計画書」を作成し、監督員と協議すること。

(1) コンクリート塊

ア 受入場所：(株)折口組 徳島市国府町早淵字段ノ原952-4

イ 受入時間帯：8時～17時とし、平日以外及び夜間については別途協議

ウ 受入条件：上記の者と協議すること

(2) アスファルト・コンクリート塊

ア 受入場所：(株)折口組 徳島市国府町早淵字段ノ原952-4

イ 受入時間帯：8時～17時とし、平日以外及び夜間については別途協議

ウ 受入条件：上記の者と協議すること

2 受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議すること。

3 搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

(マニフェスト)

第7条 受注者は、建設副産物が搬出される工事においては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理表(紙マニフェスト)又は受渡確認表(電子マニフェスト)により、適正に処理されていることを確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。また、産業廃棄物管理表又は受渡確認表の写しを工事しゅん工検査請求書提出時まで監督員に提示しなければならない。なお、当初契約図書に明記された搬出先から変更があり、かつ、搬出先が建設発生土処分場である場合は、監督員に建設発生土処分場確認書(土砂受領書)を提出しなければならない。

(再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等)

第8条 受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

(建設発生土の運搬を行う者に対する通知)

第9条 受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、再生資源利用促進計画書に記載した事項(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

(建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等)

第10条 受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

(建設発生土の搬出)

第11条 本工事の現場内再利用を除く建設発生土について、次に掲げる場所へ搬出することを予定している。受注者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、適切な処理が可能であるか確認すること。なお、受入先との協議により、受入先を変更する必要がある場合は、監督員と別途協議すること。

(1) 建設発生土

- ア 受入場所：(有)前田鋳業 勝浦郡勝浦町大字沼江字鶴匠1
  - イ 受入時間帯：8時～17時とし、平日以外及び夜間については別途協議
  - ウ 受入条件：上記の者と協議すること。
- 2 搬出に際しては関係法令を遵守し、受注者の責任において適正に処理するものとする。
- 3 他工事現場との調整が整った場合は、搬出先を変更することがある。

(産業廃棄物の搬出)

第12条 本工事において発生する次の各号の産業廃棄物は、処分のため次に掲げる場所へ搬出することを予定している。なお、受注者は事前に受入場所と受入条件等の協議を行い、当該処理場で適切な処理が可能であるか確認した後、「建設廃棄物処分計画書」を作成し、監督員と協議すること。

(1) 汚泥(舗装切断時の排水)

- ア 受入場所：(株)折口組 徳島市国府町早淵字段ノ原952-4
  - イ 受入時間帯：8時～17時とし、平日以外及び夜間については別途協議
  - ウ 受入条件：上記の者と協議すること。
- 2 受入先との協議の結果、他の受入場所へ搬出する必要がある場合は、監督員と協議すること。
- 3 第1項に掲げた以外の産業廃棄物(鋳さい等)の処理については、処理方法、運搬等について監督員と協議し、確認を受け適正に処理を行うものとする。
- 4 搬出に際しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守しなければならない。

(交通誘導警備員等)

第13条 交通誘導警備員とは、警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員で、交通誘導業務に従事する者のことであり、本工事においては、次に掲げる延人数を見込んでいる。警察等との協議により変更が生じる場合は、監督員の承諾を得ること。

(1) 交通誘導警備員B 延人数：43人

- 2 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(契約書の写し、勤務伝票の写し等)とともに、1か月ごとに監督員に1部提出するものとする。

(給水切替工事)

第14条 宅地内取壊し箇所の復旧は、専門工事業者による復旧費用を見込んでいる。

(材料)

第15条 請負材料として使用するボルト・ナット類は、焼付防止処理品(乾式セラミック・金属複合皮膜)とする。

(徳島市土木工事共通仕様書 平成29年4月に対する変更仕様事項)

## 第16条

### 1-3-3-2 工場の選定

#### 1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理検査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下、「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は、選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合、品質管理検査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

(その他の事項)

第17条 第1条により適用することとした各仕様書及び本特記仕様書に明示されていない事項については別途協議するものとする。

- 2 現場沿線で監督員用の駐車場を確保すること。
- 3 施工上やむを得ず設計変更を要する場合は、あらかじめ監督員の承認を受け数量を確認しておかなければならない。この場合の変更額の算出方法は局の積算基準に従い、契約金額に増減があっても受注者は異議を申し立てることはできない。
- 4 設計図書において、受注者が負担すべきものとする旨の明示がないものであっても、軽易なもので、工事の施工上欠くことのできない材料購入、作業実施等のために必要なものの費用は、受注者の負担とする。